

5 産業振興部

(1) 商工港湾課

◇職員の配置状況

(単位 人)

区分	部長	次長	参事	室長	係長	副室長	主査	主任	臨時職員等	計
全般	1	1	1							3
商工労働係					1		2		1	4
企業立地・港湾振興室				1		1	1	1		4
中心市街地活性化室				1		1	2			4
計	1	1	1	2	1	2	5	1	1	15

※ 産業振興部次長が課長事務取扱である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（一般会計）
- ②現金取扱簿の状況
- ③予算流用及び執行率30%未満の内容確認
- ④契約の状況

(委託契約)

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
能代市工業団地管理業務委託 (工業団地内の草刈業務)	2,160,900	20. 7. 9 ~ 20. 10. 20

◇監査の結果

- ・ 当初予算に計上していない会場使用料を、予定額も含め5月から11月分すべてを4月中に予算流用しているが、流用は最小限にとどめ、補正予算などで対応すべきである。

(2) 観光振興課

◇職員の配置状況

(単位 人)

区分	課長	課長補佐	主査	主任	計
観光振興課	1	1	2	1	5

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（全部）
- ②予算執行率30%未満の内容確認
- ③支払遅延の状況（4月～10月）
- ④能代港まつり花火大会負担金（15年度～19年度）
- ⑤契約の状況

(委託契約)

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
二ツ井駅前駐輪場清掃業務委託 (A業者との契約分)	367,500	20. 8. 5 ~ 21. 3. 31

(工事請負契約)

(単位 円)

工事名	契約金額	工事期間
天神荘解体工事	2,929,500	20. 8. 6 ~ 20. 9. 30

◇監査の結果

- ・ 支払い遅延が1件認められたので、適正な事務処理に努められたい。
- ・ ニツ井駅前駐輪場清掃業務委託契約について、現場説明事項に「その他 財務規則、契約事項による」とあるが、契約書（請書）に契約事項は添付されていない。結果的に、契約条件が何も約束されていないこととなるので、契約締結の際は十分な確認を行われたい。
- ・ 能代港まつり花火大会負担金については、平成15年度～平成19年度分について調査した結果、共催という立場であったが、
 - 1, 経費の負担区分が明確にされていない。
 - 2, 仮決算書の提出は受けているが、本決算書の提出を受けていない。
 - 3, 領収書等帳簿類の確認が行われていない。
 - 4, 決算の承認に関わっていない。
 といった責任の所在が不明瞭な内容となっている。

能代商工会議所の補助金不正受給問題に関連し、能代商工会議所の事務局が自主調査結果として、不適正支出や架空請求分を訂正したが、共催という立場から市にも責任があると考える。

このような負担金は、補助金と異なり、実績報告書等の提出はないが、共催である以上、本決算書の確認やその裏付けとなる帳簿類の確認は当然に行われるべきである。今後、市の関わり方も含め、十分な協議、検討を望むものである。

(3) 農林水産課

◇職員の配置状況

(単位 人)

区分	課長	課長補佐	所長	係長	主査	主任	主事	技師	業務員	臨時職員等	計
全般	1	2									3
農政係				1			2				3
農業水産係					3	2		1			6
農林整備係						2					2
農業技術センター			1		2				1	5	9
計	1	2	1	1	5	4	2	1	1	5	23

※ 課長補佐が、それぞれ農業水産係長、農林整備係長事務取扱である。

※ 農業技術センター所長は嘱託職員である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（全部）
- ②予算執行率30%未満の内容確認
- ③契約の状況

(委託契約)

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
松くい虫防除対策事業 薬剤散布業務委託（檜山字古城地区）	488,250	20. 6. 23 ~ 20. 7. 31
トンネル照明等点検業務委託	336,000	20. 4. 25 ~ 20. 5. 28

◇監査の結果

- ・ 人夫賃金の中で、市が支出すべきものかどうか不明瞭なものがあるため、支出根拠を明確にされたい。
- ・ 事務事業マニュアルを早急に整備されたい。

(4) 木材振興課

◇職員の配置状況 (単位 人)

区分	課長	所長	施設長	主査	技士	業務員	臨時職員等	計
木 材 振 興 課	1			1				2
(財) 秋田県林物工推進機構派遣				1			1	2
技 術 開 発 セン タ ー				1	1	1	5	8
木 の 学 校								
計	1			3	1	1	6	12

- ※ 課長が技術開発センター所長、木の学校施設長兼務である。
- ※ 木材振興課主査が技術開発センター主査兼務である。
- ※ 技術開発センター主査が木材振興課主査、木の学校主査兼務である。
- ※ 技術開発センター技士が木の学校技士兼務である。
- ※ 技術開発センター業務員が木の学校業務員兼務である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（全部）
- ②現金取扱簿の状況
- ③一者随意契約の理由書の内容（新規に作成したもの）
- ④予算執行率30%未満の内容確認
- ⑤契約の状況

(工事請負契約)

(単位 円)

工事名	契約金額	工事期間
木の学校簡易水洗便器取替工事	218,400	20. 6.23 ~ 20. 8.29

◇監査の結果

- ・ 物品の取扱については、財務規則で物品取扱員の指定を受けた者が取り扱うこととなっているが、指定を受けていない者が物品の受入を行っている事例が見受けられるため、現状に即した指定をされたい。
- ・ 契約事務について、下記のような不備があったので改善されたい。
 1. 現場説明事項の「再委託の禁止」事項が財務規則と異なっている。
 2. 見積書を代理人が提出しているが委任状がない。
 3. 予定価格調書の封筒に修繕名が記載されていない。
 4. 前年度中に今年度の委託契約事務、予定価格調書の作成や見積合わせ（入札行為）を行っていた。
- ・ 公益法人等への臨時職員等の派遣については、条例で臨時職員は派遣出来る職員から除かれているが、実態として、木材振興課の臨時職員が公益法人で業務を行っている。これについては「派遣」ではないとしているが、当該公益法人との協定書は「派遣に関する協定書」となっており、その取り扱いに疑問があるので、条例等との整合性を明確にされたい。（総務課にも記載）